

J R東海労
大二運分会

交差点

No.180
2008年 5月14日
責任者：高原 弘幸
発行：教 宣 部

不当なる「日勤」指定に抗議する！

会社いわく

「社員の休みの日にも会社の指示に従わせることが出来る」！?

5月11日、組合員は、新幹線の車掌業務中、旅客から忘れ物をしたとの申告を受けました。しかし、その他にも煩雑な車内業務が発生し連絡が出来ず、列車を降りてから忘れ物の搜索要請を行ないました。当日、会社にも報告し、翌日出勤した時にも管理者に事実を説明しました。この作業はどの車掌でも行っていることで何の落度もありません。

5月13日、仕事が終わった組合員は用件がある事だけを告げられ、管理者のところへ行くと、増井助役がいきなり「時系列等報告書」を差し出して記入するように言いました。

組合員は、報告は既に終わっており改めて記入する必要はないので拒否しました。会社は、何が何でも書かせる事を目的とし、黒岩営業科長が「業務指示」をちらつかせて記入を強要しました。このやり取りは、そもそも何のために呼び出したのか、業務なのかの親切な説明がいっさいない中でのことであります。

組合員は、用事があり帰りたい旨を申告しましたが黒岩科長は、業務指示に従わないのは「職場離脱だ！」と脅したのです。

さらに組合員がロッカー一室で着替えて帰ろうとすると黒岩科長と新田助役が待ち伏せし、一方的に次の勤務は「日勤」であると通告しました。組合員は、退出点呼を受けた時に手帳で次の行路の勤務確認を行って終了しました。手帳による確認が最重要なはずの勤務確認をないがしろにし、何の落度のない組合員に対して「日勤」を通告した黒岩科長の言動は決して許せるものではありません。

地本は、業務指示を通告されていない拘束時間外の指示は不当であり、「職場離脱」とはならない！帰ろうとした組合員を複数の管理者がバリケードをつくり威嚇・威圧したことは人権侵害だ！「日勤」通告は、懲罰的な意味を含ませた日勤ならば福知山線事故の教訓に反する言動だ！黒岩科長は本人に謝罪せよ！と抗議しました。

抗議に対して会社は「拘束時間外でも会社が必要と認めた場合は、本人の意思に関係なく会社の指示に従わせることが出来る」と傲慢な姿勢を露にしました。

皆さん！社会常識に反するこんな言葉を認められますか！会社は、社員が休日家族とくつろいでる時間に、会社が踏み込み「業務ですから会社の指示に従って下さい。」と言うことはおかしくない、JR東海会社は、それが当たり前だと言いたいのでしょうか。

こんなことが許されたら個人のプライバシーや人権、社員の休日が一方的に会社に奪われてしまいます。私たちは働く社員の労働条件を守るために警鐘を鳴らし続けます。皆さん！会社・ユニオンの納得出来ない行動があれば知らせてください！共に職場を明るくしましょう！

暴言、人権侵害を行った黒岩営業科長は、本人に謝罪せよ！